

答 申 第 7 0 号
(諮 問 第 7 0 号)

平成 3 1 年 1 月 1 8 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 30 年 8 月 10 日付け鎌総第 1490 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成30年5月15日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成21年4月深沢地区事業推進協議会の資料に、深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業の状況、『資料1-3』4、現在の状況（1）広域の検討状況、神奈川県商工労働部が、武田湘南工場跡地に研究所を誘致する際に、藤沢市の村岡新駅構想の実現について、県も実現する方向で取り組むことを約束した経過があることからと具体的に書かれている。前述の県関係を書いた根拠の文書」について、実施機関鎌倉市長が平成30年5月29日付けで行った行政文書不存在決定処分は妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成30年5月15日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成21年4月深沢地区事業推進協議会の資料に、深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業の状況、『資料1-3』4、現在の状況（1）広域の検討状況、神奈川県商工労働部が、武田湘南工場跡地に研究所を誘致する際に、藤沢市の村岡新駅構想の実現について、県も実現する方向で取り組むことを約束した経過があることからと具体的に書かれている。前述の県関係を書いた根拠の文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成30年5月29日付け鎌倉市指令深地第9号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成30年6月18日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年 6 月 18 日付けで提出した審査請求書及び平成 30 年 7 月 13 日付けで提出した反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 「資料 1－3 深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業の状況」（以下「協議会資料」という。）は経過が書かれた資料であり、新聞報道されていない情報を鎌倉市が具体的に記載する以上、実施機関は存在しないとするが、何らかの行政文書が作成されたはずである。

イ 深沢地区事業推進協議会とは関係なく、神奈川県が鎌倉市に連絡等を行った行政文書が存在したと推定する。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成 30 年 7 月 6 日付けで提出された弁明書及び同年 11 月 5 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 協議会資料が配付された平成 19 年 10 月 29 日の会議以前の行政文書を確認したが、本件請求に係る行政文書は存在しなかった。

(2) 当時の事務担当者に本件請求に係る行政文書収受の有無について確認したが、収受は行っていないとの回答であった。

これらのことから、本件請求対象文書は物理的に存在しないと判断し、不存在と決定した。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

本件請求対象文書は、実施機関が作成し、平成 21 年 4 月に開催した深沢地区事業推進協議会で配付された資料に、「藤沢市の村岡新駅構想の実現について、県も実現する方向で取り組むことを約束した

経過がある」と記載されていることから、この記載の根拠となった文書である。

審査請求人は、協議会資料に公にされていない情報が具体的に記載されている以上、神奈川県から鎌倉市へ連絡を行った文書等、具体的な根拠となる行政文書が存在したと判断するのが妥当であると主張する。

他方、実施機関は、本件請求に係る行政文書の存否を確認したが該当する行政文書を見つけることができず、また、文書目録等を検索したが該当する行政文書が収受された記録もなかったと主張する。

当審査会は、実施機関の主張を受け、条例第21条第4項に規定する調査権限に基づき、協議会資料を作成した職員に、何を根拠に協議会資料を作成したのか、又はどのようにしてこの情報を知り得たのか確認したところ、協議会資料の当該記載は、神奈川県との打合せの中で把握した情報に基づくものであって、行政文書の収受を伴うものではなかったとのことだった。

こうした職員の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、その他対象となる行政文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
3 0 / 5 / 1 5	行政文書公開請求書が提出される
5 / 2 9	行政文書不存在決定
6 / 1 8	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
7 / 6	処分庁が弁明書を提出
7 / 1 3	審査請求人が審査庁に反論書を提出
8 / 1 0	審査会に対し諮問
1 1 / 5	第 1 0 1 回審査会で審議 （処分庁からの口頭による決定理由説明）
1 2 / 3	第 1 0 2 回審査会で審議
3 1 / 1 / 7	第 1 0 3 回審査会で審議
1 / 1 8	答申（答申第 7 0 号）